

# NISA (少額投資非課税制度) の仕組み

## POINT

- ①非課税口座は、開設の年の1月1日において満18歳以上の居住者等が開設できません。
- ②つみたて投資枠 (特定累積投資勘定) の年間投資枠は120万円、成長投資枠 (特定非課税管理勘定) の年間投資枠は240万円です。
- ③つみたて投資枠と成長投資枠は併用することができます。(併用した場合の年間投資限度額360万円)
- ④非課税で保有できる期間に制限はありません。
- ⑤非課税口座 (NISA口座) 内で投資した上場株式等の売却益に対する税金 (税率20.315%) は非課税となり、売却損はなかったものとみなされます。
- ⑥非課税口座 (NISA口座) 内で投資した上場株式等の配当等に対する税金 (税率20.315%) は、非課税となります。
- ⑦非課税保有限度額 (総枠) は、1,800万円 (内成長投資枠1,200万円) です。
- ⑧売却によりできた非課税保有限度額の枠は、翌年以降に再利用できます。
- ⑨非課税口座は、1年間に一金融機関のみ利用できます。

## 1 NISAの概要

NISAとは、個人投資家向けの税制優遇措置で、非課税口座内での上場株式等への投資に対する売却益および配当等に対する税金 (税率20.315%) を非課税とする制度です。

## 2 非課税口座 (NISA口座) の開設

NISAを利用するには、金融機関に非課税口座 (NISA口座) を開設する必要があります。非課税口座は、開設の年の1月1日において満18歳以上の居住者等が開設できます。非課税口座を開設できる金融機関は、1年間に一金融機関のみです。非課税口座を開設する金融機関は、一定の手続きをとれば1年単位で自由に変更できます。

※NISA口座の開設について [P.166](#)

## 3 新NISA制度

新NISAとは、2024年1月1日から開始されたNISA制度です。2023年度税制改正において「資産所得倍増プラン」の実現に向け、「貯蓄から投資へ」の流れを加速し、中間層を中心とす

る層が、幅広く資本市場に参加することを通じて成長の果実を享受できる環境を整備するとの観点から、制度の抜本的拡充・恒久化が行われました。

2023年末までの旧NISA(つみたてNISAと一般NISA)では、2024年以降、新規購入はできなくなり運用のみが継続となります。 **P.171**

## 4 新NISA制度の内容

### ①「つみたて投資枠」と「成長投資枠」

新NISA制度は、長期・積立・分散投資に利用できる「つみたて投資枠」(特定累積投資勘定)と、上場株式への投資にも利用できる「成長投資枠」(特定非課税管理勘定)の2つの枠から構成されています。

### ②非課税期間

新NISA制度では、口座開設期間が恒久化され、非課税期間に制限はありません。

### ③年間投資枠

「つみたて投資枠」で投資可能な金額は年間120万円、「成長投資枠」で投資可能な金額は年間240万円となっています。これらの金額は上場株式や株式投資信託等の買付代金をもとに算定します(手数料等は含まれません。)。なお、2つの枠を併用することで年間360万円まで投資することが可能です。

### ④非課税措置

非課税口座の上場株式等を売却した際の売却益や、配当等に対する税金はかかりません。

※NISAでの売却・払出し **P.169**

※NISAで受取る配当等 **P.170**

### ⑤非課税保有限度額(総枠)

新NISA制度では、年間投資枠のほかに非課税口座で保有する商品の金額(非課税保有限度額)に上限が設定されており、これを非課税保有限度額といいます。非課税保有限度額は買付額ベースで1,800万円(うち成長投資枠は1,200万円)です。非課税口座では、年間投資枠の範囲内であっても、この非課税保有限度額を超えて投資することはできません。

※NISAでの非課税保有限度額の計算 **P.167**

非課税口座に保有する商品を売却すると非課税保有額が減少し、非課税保有限度額までの枠ができます。売却した商品分(取得金額)の枠は、翌年以降に再利用が可能となります。

## (参考)非課税保有限度額を踏まえたNISA 口座の利用例

(例)

ある年の非課税保有額が、1,800万円(うち成長投資枠が、1,200万円)であった。  
その年につみたて投資枠の商品を全て(600万円分)売却した。

- その年中、NISA口座で新たな投資はできない。
- 売却によって、翌年の非課税保有額が1,200万円(うち成長投資枠が1,200万円)となり、つみたて投資枠に600万円分の空きができる。
- 翌年以降、非課税保有額が1,800万円に達するまで、つみたて投資枠の年間投資枠(120万円)の範囲で、新たな投資ができる。

日本証券業協会2024年以降のNISAに関するQ&amp;Aより

なお、2023年までの旧NISA制度での保有額については、新NISA制度での非課税保有限度額1,800万円の枠で管理されます。

	新NISA	
	つみたて投資枠	成長投資枠
併用	可能	
対象年齢	18歳以上の居住者等	
口座開設期間	制限なし (恒久的な制度)	
非課税保有期間	制限なし (無期限)	
年間投資枠	120万円	240万円
非課税保有限度額	1,800万円(売却翌年に売却分の投資枠につき再利用可)	
		うち成長投資枠 1,200万円
対象商品	長期の積立・分散投資に適した 一定の投資信託 (金融庁の基準を満たした投資信託に限定)	上場株式・上場新株予約権付社債 公募株式投資信託、ETF、REITなど ※一定のものを除く
買付方法	定時・定額の積立投資	制限なし

## 5 税務署への報告

NISA口座を開設した金融機関は、毎年非課税口座の取引内容について税務署へ報告を行います。なお、NISA口座を開設する人は、NISA口座内の取引について確定申告を行う必要はありません。

## NISAの対象商品および受入事由

## POINT

- ① 「つみたて投資枠」と「成長投資枠」では、投資することができる金融商品が異なります。
- ② 「つみたて投資枠」の対象となる金融商品は、金融庁が定める要件を満たした金融商品に限られます。
- ③ 「成長投資枠」では、上場株式等（一定のものを除く。）に投資することができます。

## 1 対象となる金融商品

「つみたて投資枠」と「成長投資枠」では、投資することができる金融商品が異なります。主な金融商品の投資の可否については、次の表のとおりです。

金融商品	つみたて投資枠	成長投資枠
上場株式	×	○
上場投資信託の受益権 (ETF)	○	○
公募株式投資信託の受益権	○	○
上場不動産投資法人の投資口 (REIT)	×	○
国債・地方債などの特定公社債	×	×
公募公社債投資信託の受益権	×	×

## ① 「つみたて投資枠」の対象となる金融商品

「つみたて投資枠」において投資することができる金融商品は、公社債投資信託以外の証券投資信託の受益権で、定期的に継続して取得することにより個人の財産形成が促進されるものとして約款等に次の定めがあり、かつ、金融庁が定める要件を満たすもの等に限られています。

- (イ) 信託契約期間を定めないこと又は20年以上の信託契約期間が定められていること
- (ロ) 信託財産は、一定の目的により投資する場合を除き、デリバティブ取引に係る権利に対する投資として運用を行わないこととされていること
- (ハ) 収益の分配は、1月以下の期間ごとに行わないこととされており、かつ、信託の計算期間ごとに行うこととされていること

## ②「成長投資枠」の対象となる金融商品

「成長投資枠」では、上場株式等の金融商品に投資することができますが、次に掲げるもの等が対象から除かれています。

- (イ)整理銘柄・監理銘柄に指定された上場株式等
- (ロ)公社債投資信託以外の証券投資信託の受益権等で、約款等にデリバティブ取引に係る権利に対する投資（一定の目的によるものを除きます。）として運用を行うこととされているもの
- (ハ)公社債投資信託以外の証券投資信託の受益権で、約款等に上記①（イ）及び（ハ）の定めがあるもの以外のもの

## 2 非課税口座に受入れ可能な主なケース

非課税口座には、金融機関を通じて購入した上場株式等や募集により取得した上場株式等のほか、非課税口座内の上場株式等について行われる株式交換・株式移転などにより取得する上場株式等を受入れることができます。

令和6年度改正において、受入期間内に受け入れた上場株式等の取得対価の額の合計額が240万円を超えないこと等の要件を満たすことにより「成長投資枠」に受け入れることができる上場株式等の範囲に、非課税口座内の上場株式等について与えられた一定の新株予約権等の行使等に際して、金銭の払込みのみにより取得した上場株式等その他の一定のものが加えられました。

## 3 非課税口座に受入れできない主なケース

ストック・オプションを権利行使して取得した上場株式等、オプション取引の権利の行使や義務の履行、従業員持株会制度により取得した上場株式等を非課税口座に受入れること、および特定口座や一般口座に預けている上場株式等を非課税口座に移すことはできません。

なお、非課税口座内で信用取引を行うこともできません。

# NISA口座の開設

## POINT

- ①非課税口座は、開設の年の1月1日において満18歳以上の居住者等が開設できません。
- ②非課税口座開設期間に制限はありません。
- ③非課税口座は、1年間に一金融機関のみ利用できます。

## 1 非課税口座の開設

非課税口座を開設しようとする年の1月1日において、満18歳以上である居住者または国内に恒久的施設を有する非居住者が非課税口座を開設できます。

非課税口座を開設する金融機関は、一定の手続きをとれば1年単位で自由に変更できます。

## 2 非課税口座の開設手続き

非課税口座を開設するには、金融機関に非課税口座を開設しようとする者の氏名、生年月日、住所および個人番号(マイナンバー)(既に金融機関等が個人番号(マイナンバー)を保有しているときは個人番号(マイナンバー)不要)等を記載した非課税口座開設届出書を提出し、併せて本人確認書類(「住民票の写し」など)を提示する必要があります。

なお、開設申込日において非課税口座を開設することができます。

取扱いの有無や手続の詳細は、金融機関にお問い合わせ下さい。

## 3 旧NISA口座やジュニアNISA口座を開設している場合

2023年以前に旧NISA口座(一般NISA・つみたてNISA)を開設している場合には、NISA口座を開設している証券会社などに、新NISA口座が自動的に開設されているため、特段の手続は不要です。

ジュニアNISA口座を開設している場合には、18歳の1月1日時点で、ジュニアNISA口座を開設している証券会社などに新NISA口座が自動的に開設されるため、特段の手続は不要です。

## NISAでの非課税保有限度額の計算

## POINT

- ①非課税保有限度額（総枠）は、1,800万円（内成長投資枠1,200万円）です。
- ②その年の投資額が、年間投資上限額（つみたて投資枠120万円、成長投資枠240万円）に達していない場合であっても、非課税保有限度額を超えて投資をすることはできません。
- ③旧NISA制度での保有額は、新NISA制度での非課税保有限度額の外枠で管理されます。

## 1 非課税保有限度額

新NISA制度では、非課税口座で保有する商品の金額（非課税保有額）に上限が設定されており、これを非課税保有限度額といいます。非課税保有限度額は買付額ベースで1,800万円（うち「成長投資枠」1,200万円）です。

その年の投資額が、年間投資上限額（つみたて投資枠120万円、成長投資枠240万円）に達していない場合であっても、非課税保有限度額を超えて投資をすることはできません。

旧NISA制度での保有額については、新NISA制度での非課税保有限度額の外枠で管理されます。

## 2 非課税保有限度額の計算

## ① つみたて投資枠（特定累積投資勘定）

以下の算式①に該当する場合には、非課税保有限度額を超えることになるため、「つみたて投資枠」に新たに上場株式等の受入れを行うことができません。

## 算式①

その年分の「つみたて投資枠」に受入れた上場株式等及びこれから受入れようとする上場株式等の取得対価の額の合計額

+

その年分の「成長投資枠」に受入れている上場株式等の取得対価の額の合計額

+

特定累積投資勘定基準額  
※ 1

&gt;1,800万円

※ 1 「特定累積投資勘定基準額」とは、その年の前年12月31日時点で「つみたて投資枠」及び「成長投資枠」に受入れている上場株式等の購入の代価の額に相当する金額の合計額をいいます。

## ②成長投資枠 (特定非課税管理勘定)

以下の算式②または③に該当する場合には、非課税保有限度額を超えることになるため、「成長投資枠」に新たに上場株式等の受入れを行うことができません。

## 算式②

$$\begin{array}{|l} \text{その年分の「成長投資枠」に受入れ} \\ \text{た上場株式等及びこれから受入れよ} \\ \text{うとする上場株式等の取得対価の額} \\ \text{の合計額} \end{array} + \begin{array}{|l} \text{特定非課税管理勘定基準額} \times 2 \end{array} > 1,200\text{万円}$$

※2「特定非課税管理勘定基準額」とは、その年の前年12月31日時点で「成長投資枠」に受入れている上場株式等の購入の代価の額に相当する金額の合計額をいいます。

## 算式③

$$\begin{array}{|l} \text{その年分の「成長投資枠」に受入れ} \\ \text{た上場株式等及びこれから受入れよ} \\ \text{うとする上場株式等の取得対価の額} \\ \text{の合計額} \end{array} + \begin{array}{|l} \text{その年分の「つみた} \\ \text{て投資枠」に受入れて} \\ \text{いる上場株式等の取} \\ \text{得対価の額の合計額} \end{array} + \begin{array}{|l} \text{特定累積} \\ \text{投資勘定} \\ \text{基準額} \\ \text{※1} \end{array} > 1,800\text{万円}$$

## POINT

- ①非課税口座で生じた売却益に対する税金(税率20.315%)は、非課税となります。
- ②非課税口座で生じた売却損はなかったものとされ、他の株式等の売却益や配当等と相殺することはできません。
- ③非課税口座から払出しがあった場合には、払出し時の時価で売却があったものとみなされます。

## 1 売却

## ①売却益が生じた場合

非課税口座で売却益が生じた場合には、その所得に対する税金はかかりません。

## ②売却損が生じた場合

非課税口座で売却損が生じた場合には、その損失はなかったものとみなされます。したがって、非課税口座で生じた売却損を、他の株式等の売却益や配当等と相殺することや、翌年以降に繰越すことはできません。

## 2 払出し

## ①払出し時の取扱い

非課税口座から他の口座への移管、投資した人への返還、または非課税口座の廃止により投資した上場株式等の一部または全部を払出した場合、その払出し時に、時価で売却があったものとみなされます。この払出しによって生じた所得については税金はかかりません。また、この払出しによって生じた損失はなかったものとみなされます。

## ②払出しをした場合の取得価額

払出しをした場合には、その払出し時に、その非課税口座にあった上場株式等と同じ銘柄を、同じ数量、払出し時の時価で取得したものとみなされます。

## NISAで受取る配当等

## POINT

- ①非課税口座内で投資した上場株式等の配当等に対する税金(税率20.315%)は、非課税となります。
- ②受取った配当等を非課税とするためには、配当等を証券会社の取引口座で受取る方法(「株式数比例配分方式」[P.99](#))とといいます)を選択する必要があります。

### 1 配当等を受取った場合

非課税口座内で投資した上場株式等の配当等は、非課税口座を開設する金融機関経由で受取った場合に限り、非課税となります。ただし、上場会社の大口株主が受取る上場株式等の配当等については、非課税の対象となりません。

### 2 非課税の対象となる配当等

非課税の対象となる配当等は、非課税口座を開設する金融機関経由で受取ったものに限られます。したがって、配当(上場ETF、上場ETN、上場REITの分配金を含む)については、株式数比例配分方式を受取方法として選択する必要があります。なお、公募株式投資信託の収益分配金については、すべて非課税口座を開設する金融機関経由で支払われるので、特段の手続きを行う必要はありません。

### 3 株式数比例配分方式

株式数比例配分方式とは、配当等を証券会社の取引口座で受取る方法です。配当等を非課税とするためには当該方式を選択する必要があります。

また、株式数比例配分方式を選択する場合、非課税口座以外の他の口座で保有する上場株式等の配当等についても、証券会社の取引口座で受取ることとなります。

複数の証券会社で同銘柄の国内上場株式等を運用しているような場合には、各証券会社の保有株式数に応じ、各証券会社の口座で受取ることとなります。

## 2023年までの旧NISA制度、ジュニアNISA制度

つみたてNISAと一般NISA(旧NISA制度)、およびジュニアNISA制度は2023年で制度が終了となりました。

### 1 旧NISA制度の終了

2023年度税制改正において、NISA制度の抜本的拡充・恒久化が行われました。これに伴い、旧NISA制度は2023年末をもって終了となりました。2024年以降は、旧NISA制度での新規投資はできません。

#### ①旧NISA制度、新NISA制度との比較

新NISA制度では、旧NISA制度の「一般NISA」を「成長投資枠」が、「つみたてNISA」を「つみたて投資枠」が引き継ぐ形となっており、年間投資上限額は、「一般NISA」の120万円が「成長投資枠」では2倍の240万円に、「つみたてNISA」の40万円が「つみたて投資枠」では3倍の120万円にそれぞれ引き上げられました。また、旧NISA制度では認められていなかった「成長投資枠」と「つみたて投資枠」の併用が可能となり、非課税保有期間は無制限となり恒久化されました。

	旧 NISA		新 NISA	
	一般 NISA	つみたて NISA	成長投資枠	つみたて投資枠
併用	不可		可能	
口座開設期間	2023 年末：新規投資終了 2023 年投資分：2027 年まで保有可	2023 年末：新規投資終了 2023 年投資分：2042 年まで保有可	制限なし (恒久的な制度)	
非課税保有期間	5 年間	20 年間	制限なし (無期限)	
年間投資枠	120 万円	40 万円	240 万円	120 万円
年間投資上限額	一般 NISA 選択 120 万円		360 万円	
非課税保有限度額	600 万円	800 万円	1,800 万円 (売却翌年に売却分の投資枠につき再利用可)	
			うち成長投資枠 1,200 万円	
対象年齢	18 歳以上の居住者等		18 歳以上の居住者等	
対象商品	上場株式・上場新株予 約権付社債・公募株式 投資信託、ETF、REIT など	長期の積立・ 分散投資に適した 一定の投資信託	上場株式・上場新株予約 権付社債・公募株式投資 信託、ETF、REIT など ※一定のものを除く	長期の積立・ 分散投資に適した 一定の投資信託
買付方法	制限なし	定時・定額の積立投資	制限なし	定時・定額の積立投資

コラム column

②旧NISA制度で保有している資産について

(イ)非課税保有期間内の場合

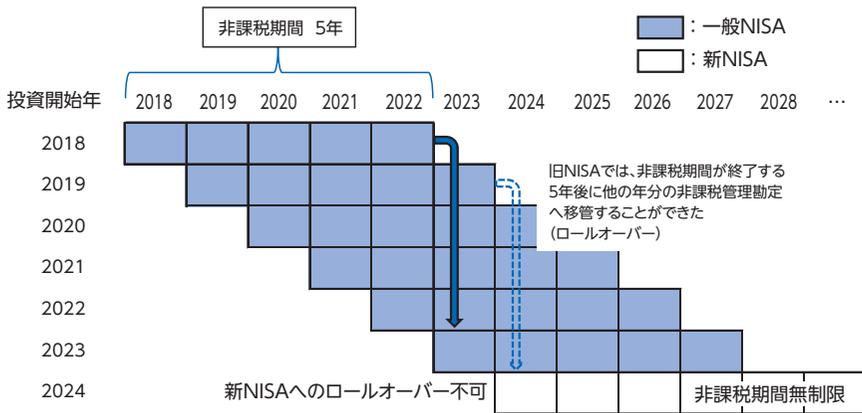
- ・ 2023年末までに旧NISA制度での「一般NISA」及び「つみたてNISA」制度において投資した商品は新NISA制度の枠外で旧NISA制度における非課税措置が継続されます。
- ・ 非課税保有期間内に売却することも可能です。ただし、売却すると非課税期間が終了するため、非課税で運用できる期間が少なくなります。

(ロ)非課税保有期間が終了した場合

- ・ 旧NISA制度での一般NISA口座・つみたてNISA口座で保有する上場株式等は、それぞれの非課税保有期間が終了した時点で、特定口座や一般口座などの課税口座に、終了時の時価で払い出されます。
- ・ 課税口座移管後に得た配当金等には、20.315%の税金が課されます。
- ・ 課税口座移管後に売却等した際は、非課税保有期間終了時の時価から売却時までの譲渡損益を算定し、譲渡益となる場合には20.315%の譲渡所得税が課税されます。
- ・ 旧NISAから新NISAへ移管（ロールオーバー）することはできません。

※払出し時の取扱いについて **P.169**

一般NISAでの投資イメージ



## コラム column

**2 ジュニアNISA制度の終了**

ジュニアNISA制度は、2023年末をもって制度が終了となりました。2024年以降は、ジュニアNISA制度での新規投資や新規口座開設はできません。また、新NISA制度は18歳以上の人が対象となっているため、2024年からは、その年の1月1日時点で18歳未満である場合には、非課税での運用を始めることができません。

**①ジュニアNISA制度で保有している資産について****(イ)非課税保有期間内の場合**

- ・非課税保有期間内(5年間)の売却であれば、未成年者口座で投資した上場株式等の売却益に対する税金はかかりません。
- ・非課税保有期間内に未成年者口座で投資した上場株式等の配当等に対する税金はかかりません。

**(ロ)非課税保有期間終了後18歳で1月1日を迎える前年末までの場合**

- ・1月1日に17歳以下である場合には、特段の手続きをすることなく未成年者口座内の上場株式等は非課税保有期間終了時に継続管理勘定に移管され、18歳で1月1日を迎える前年末まで非課税で保有することができます。

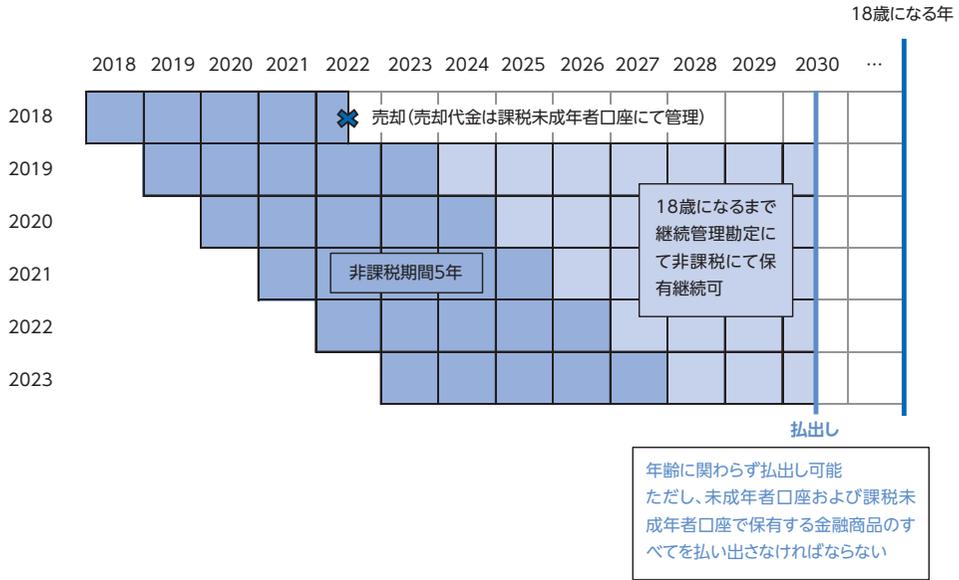
**(ハ)払出しをした場合**

- ・未成年者口座内で投資した上場株式等の配当等および売却した際の売却代金は、課税未成年者口座に受け入れられます。
- ・災害等のやむをえない場合を除き、18歳になるまで未成年者口座及び課税未成年者口座からの払出しはできませんでしたが、2024年以降は保有している上場株式等について、年齢にかかわらず、災害等やむをえない事由によらない場合でも非課税での払出しが可能となりました。
- ・上場株式等や金銭の払出しをする場合は保有している金融商品のすべてを払出し、ジュニアNISA口座を廃止する必要があります。

※払出し時の取扱いについて **P.169**

コラム column

ジュニアNISAでの投資イメージ



(参考)一般NISA・つみたてNISA・ジュニアNISAの非課税保有期間

	2023年中に投資した分の非課税保有期間
一般NISA	2027年12月末まで
つみたてNISA	2042年12月末まで
ジュニアNISA	2027年12月末あるいは口座開設者が18歳で1月1日を迎える年の前年末のいずれか遅い方